

第三十九回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和三十六年十月三十日(月曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事高橋 英吉君

理事山田祐太郎君 理事丹羽喬四郎君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

小笠 公昭君 飯谷 忠男君

藏内 修治君 首藤 新八君

太田 一夫君 坂本 泰良君

出席國務大臣

法務大臣 植木虎子郎君

出席政府委員

警視總監 新井 裕君

警察庁刑事局長 竹内 壽平君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

十月二十六日

連座制強化に関する請願(戸叶里子

君紹介)(第一八四七号)

選挙区別人口と議員定数の不均衡是

正に関する請願外一件(戸叶里子君

紹介)(第一八四八号)

は本委員会に付託された。

十月二十七日

選挙区制改正に伴う川薩地区市町村

の分離反対に関する陳情書(川内市

議会議長原田健二郎)(第六八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法改正に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きま

す。まず、公職選挙法改正に関する件に

ついて調査を進めます。

質疑の通告がございます。これを許

します。坂本泰良君。

○坂本委員 現在、公職選挙法の改正

の問題が、前国会で決定しました特別

審査会ですか、それが発足いたしましたし

て、いろいろと評論家、学者、実務家

等が集まりまして改正の問題について

検討してあるようであります。これ

は、われわれ国会において實際選挙に

携わる者がその衝に当たることが適当であ

る。従って、もし会期が長ければ、そ

の具体的問題にまでわれわれは触れな

ければならない。さらに次の通常国会

におきましては、今、別個の民間人を含

めた審査会と申しますか、これが結論

を得ましたならば、やはりそれはわれ

われが国会において独自の見解におい

てその調査を進めて、公明選挙の達成、

なかならず買収違反の撲滅をはからな

ければその公明選挙の目的は達せられ

ない、こういうふうに考えております。

本日は時間もありませんから——とか

く選挙が終わりました、そうしてい

ろいろ法改正等の問題が起こります

と、具体的選挙違反の問題は等閑視

されてやむやみになる、こういう傾向

があるのはまことに遺憾であります。

従いまして、われわれはやっぱり選挙

法を作ると同時に、従来におけるとこ

ろの買収選挙違反、こういうのは徹底

的にこれを究明いたしまして、その上

に立っての改正でなければならぬ、こ

ういうふうに考えるわけでありませ

ぬ。このように考え方に立って二、三質問

を申し上げたいと思っております。

本日、警察庁の刑事局長第二課の

「警察が選挙取り締まり上困難を感じ

ている事項について」というものを

もらったわけですが、これを拝見いたし

ますと、まことに困難なようでありま

すけれども、ある一部の文書違反につ

いては、検査庁は、われわれ弁護士と

しても当然罰金と思っております。その

を禁固六カ月の求刑をする、そういう

がら片一方には買収、悪質違反、そ

ういふものを等閑視しておるといふ

にわれわれには見受けられるわけ

です。従ってこの文書を見ますと、「選

挙運動の定義が法文上何ら明確に規定

されていないため、慣例として判例の

解釈に従っているのであるが、判例に

よれば「選挙運動とは一定の議員選挙

につき、一定の議員候補者を当選せし

むべく、投票を得もしくは得せしむる

につき、直接又は間接に必要かつ有利

なる周旋勧誘もしくは誘導その他諸般

の行為をなすことを汎稱するもの」と

している。」この通りです。「このよう

に選挙運動の概念はきわめて広い。し

かしながら事実上世間一般で選挙運動

と混同している政治活動、個人の意見

の伝達行為、政治家としての社交活

動、いわゆる地盤培養行為、選挙のた

めの準備行為等は自由であり、その概

念も相当広く、その範囲も明確でな

く、両者の関係はきわめてデリケート

である。」「云々とありますが、そう

ならば三十五年の総選挙、三十三年の総

選挙においても、文書違反なんかをど

んどん取り上げて、そうしてやってお

る、その反面、買収違反などがやむや

みになって、そのやむやみになって

いるところの言いわけを、困難だ、こ

ういうふうに言っているとも考えられ

る。ですから、それならば、ある一部

の者に対して峻烈な、労働運動の弾圧

になるようなことをしながら、片一方

において、困難だからというので、今

さら言いわけをするというのについて

は、警察の捜査についても非常に不

平な点があるのじゃないか、その取り

扱いについて遺憾な点があるのじゃな

いか、こういう点も考えるわけであ

ります。

それで私最初にお伺いしたいのは

は、昨年の十一月の総選挙において悪

質買収違反の逃亡者が相当ありまし

て、前国会における私の質問の際に

は、三十数名のうちに出てきた者があ

るから、たしか——私その点の資料の

控えがありませんから、数が違ってお

るかもしれませんが、二十九名くらい

だ、こういうふうに承ったわけであ

ります。それは本年の三月か四月ごろ

かと思うのです。従って、その逃亡者

についてはその後どういふふうな状態

になっているか、それを承りたい。

○新井政府委員 今二十九名と仰せら

れましたけれども、現在は二十三名で

ございます。二十三名がつかまってお

りません。去年の選挙で指名手配にな

りました者は九十一名でありますけれ

ども、六十八名をつかまえて、二十三

名残っておりますということございま

す。

それからまた、お尋ねはございませ

んでしたようにすけれども、われわれ

の方から、取り締まりに困難を感じて

いる事項というところで出しましたもの

は、舌足らずな点がございます。や

や真意を十分におくみとり願えなかつ

たかもしませんが、実際われわれの

方で取り締まりをして検査いたしてお

る大部分は買収、供応という実質犯で

あります。しかしながら、形式犯とい

えども、法律にきまつておいて、ワ

クがきまつておいております以上、これ

を計画的に大規模でやっております、こ

ういふものについては、われわれも悪質犯

と目してやっておりますわけございま

す。

○坂本委員 そういたしますと、この

二十三名の問題については、時効もそ

ろそろ近まるわけなんです、これに

対してはどういふふうの取り扱いをし

ておられるか。これは検査庁と警察と

両方からお聞きしたいと思つていま

す。

○新井政府委員 二十三名は逃亡いた

しておりますので、公選法の規定によ

りまして、二年の時効になる。みな買

収、供応の違反でありますから、そ

うなるわけでございます。今までつか

まいった者は半分ぐらいでございます

が、その後になりますと、どうしても

つかまる人数が減つて参りますけれど

も、いまだに全国に手配をいたしまして、逮捕状の更新をしつつ、そのたびごとに注意を喚起して捜査をいたしておる次第でございます。

○坂本委員 そうしますと、今警察の方のあれはわかりましたが、検察庁の方ではどういふことになっておりますか。

○竹内政府委員 警察に協力いたしまして、極力所在の発見に努めることを第一義といたしておりますが、もう一つの方法として、共犯者の起訴のできますものはどしどし起訴をいたしますことによつて、その間の時効は停止になりますので、逃亡者につきまして時効期間の計算をしながら、時効にかからないように考慮をしつつ捜査を進めておる状況でございます。

○坂本委員 そこで、これに関連をすることでありまして、三十三年の総選挙の点について二つだけ聞きたいのです。

その一つは、先般、私がちよと富山県の三十三年の選挙の際の文書違反の弁論をする日の前日か前々日、新聞発表になりました、十月の十七、八日ごろと思ひますが、三年五カ月も逃走」といふ大きい見出しで、椎名氏の選挙事務長であつた松川——これは元代議士でもあり、一関市長でもあつた、椎名悦三郎派の出納兼総括責任者の松川昌蔵氏夫妻、この方が、——片一方の方はいふん審理が長くかつたといわれながら、十月の十九日には弁論をしたわけなんです。ところが、その弁論をしたころ、三年五カ月間も逃亡してわからなかつたそれが、自首をしておる。その新聞を見ますと、松川昌蔵氏は高血圧で病院に入院してい

る、奥さんが検察庁に行つておられる、こつち新聞でありますから、その点については検察庁でその捜査がもうすでに——十月十七日の朝の九時の自首ですから相当期間たつておるわけです。

○坂本委員 選挙違反の内容は買収違反で、その買収額が幾らでござらうか、それ以外に知らぬ。しかしながら、もちろんその内容は捜査の關係もありませんが、しかし少なくとも三年五カ月間、しかも夫婦ともわからぬ。しかしながら、自首して出たときは幾らかした一関の病院に入院をして、地元におつたわけですね。だから、これがどうして警察にわからなかつたか、そして自首して出たから、もちろん刑事訴訟法に基づいて自首の取り扱ひをするのでしようけれども、しかしこれは、三年五カ月間も逃亡していたのだから、今さら自首といつても、私は自首にならぬと思つて、それはそれといたしまして、まず出てきたならば、国会でもあれだけ、数回問題になつたものでありますから、まず三年五カ月間の足取り、これはもう五日間か一週間のうちにわからなければならぬはずだと思つておる。これは単に一検事の取り調べにまかせず、検察庁が全力をあげてその足取りをはつきりしてやらぬことには、昨年の選挙で二十三名もまだ残つておるといふのに、逃亡したといふので捜査してない、ただ全国に形式上の指名手配をしただけだと思つておる。従つて私は、松川氏が三年五カ月ぶりに出てきたから、六月の上旬から現在自首するまでのその足取りをここに明らかにしなければならぬ。明らかにすることによつて、昨年の二十三名の逃亡者もまた早く自首するか、また、積極的に警察の捜査によつて逮捕することができると思ふのです。だから私は、この問題については国会の係の方に、その足取りの点だけはきよよりはつきりしてもらふようにという申し出をしておるやうなわけなんです。そうしないと、もう国会があつた終りまですと、通常国会は一月の中ごろになるわけで、それでいろいろ審議ができて来年になる。松川氏の問題はただ、起訴なんかしたという形式上の問題になつてくる。しかしわれわれは、これはそれでは許してはおけないと思つておる。どうしてその足取りをはつきりしなければならぬ、それをすることが、今後、選挙違反をやつて、そして逃亡する者ないうふうなことを防壁にもなる、こつちういふふうに考えるわけなんです。ですから、どうですか、刑事局長、その点はまだちつともわからぬということですか。

○竹内政府委員 たいだいまの松川昌蔵氏夫妻の件でございますが、松川昌蔵氏は、新聞にも出ておりましたように、高血圧及び肝臓障害のために一関市所在の西城病院に入院中でございます。検察庁としては、病状に支障のない程度において臨床尋問をいたしておる様子でございます。一方妻の敏氏は一関支部検察庁に、法律上の自首はございませぬが、進んで出頭して参りまして、自來取り調べを受けておられますが、去る二十五日身柄を逮捕、収容いたしております。御質問のようによつて、この兩名が昭和三十三年の六月上旬所在が不明になりました、自來警察を主力といたしまして極力その所在を捜査に当たつておつたのでございませぬ。そういう關係から、検察当局といつたしましては、もちろん逃亡しておつたという判断をいたしております。従つて、その逃亡の経路、事情等を明らかにすることは、今後起訴いたします場合に必要事項でございます。従つて、ただいま鋭意取り調べ中でございませぬが、昌蔵氏に對しましては、今

申したような病状でございますので、取り調べが進行しておることと思ひますけれども、なお詳細なことはまだ報告になつておりませぬ状態でございます。

ればならぬ。明らかにすることによつて、昨年の二十三名の逃亡者もまた早く自首するか、また、積極的に警察の捜査によつて逮捕することができると思ふのです。だから私は、この問題については国会の係の方に、その足取りの点だけはきよよりはつきりしてもらふようにという申し出をしておるやうなわけなんです。そうしないと、もう国会があつた終りまですと、通常国会は一月の中ごろになるわけで、それでいろいろ審議ができて来年になる。松川氏の問題はただ、起訴なんかしたという形式上の問題になつてくる。しかしわれわれは、これはそれでは許してはおけないと思つておる。どうしてその足取りをはつきりしなければならぬ、それをすることが、今後、選挙違反をやつて、そして逃亡する者ないうふうなことを防壁にもなる、こつちういふふうに考えるわけなんです。ですから、どうですか、刑事局長、その点はまだちつともわからぬということですか。

○坂本委員 選挙違反の内容は買収違反で、その買収額が幾らでござらうか、それ以外に知らぬ。しかしながら、もちろんその内容は捜査の關係もありませんが、しかし少なくとも三年五カ月間、しかも夫婦ともわからぬ。しかしながら、自首して出たときは幾らかした一関の病院に入院をして、地元におつたわけですね。だから、これがどうして警察にわからなかつたか、そして自首して出たから、もちろん刑事訴訟法に基づいて自首の取り扱ひをするのでしようけれども、しかしこれは、三年五カ月間も逃亡していたのだから、今さら自首といつても、私は自首にならぬと思つて、それはそれといたしまして、まず出てきたならば、国会でもあれだけ、数回問題になつたものでありますから、まず三年五カ月間の足取り、これはもう五日間か一週間のうちにわからなければならぬはずだと思つておる。これは単に一検事の取り調べにまかせず、検察庁が全力をあげてその足取りをはつきりしてやらぬことには、昨年の選挙で二十三名もまだ残つておるといふのに、逃亡したといふので捜査してない、ただ全国に形式上の指名手配をしただけだと思つておる。従つて私は、松川氏が三年五カ月ぶりに出てきたから、六月の上旬から現在自首するまでのその足取りをここに明らかにしなければならぬ。明らかにすることによつて、昨年の二十三名の逃亡者もまた早く自首するか、また、積極的に警察の捜査によつて逮捕することができると思ふのです。だから私は、この問題については国会の係の方に、その足取りの点だけはきよよりはつきりしてもらふようにという申し出をしておるやうなわけなんです。そうしないと、もう国会があつた終りまですと、通常国会は一月の中ごろになるわけで、それでいろいろ審議ができて来年になる。松川氏の問題はただ、起訴なんかしたという形式上の問題になつてくる。しかしわれわれは、これはそれでは許してはおけないと思つておる。どうしてその足取りをはつきりしなければならぬ、それをすることが、今後、選挙違反をやつて、そして逃亡する者ないうふうなことを防壁にもなる、こつちういふふうに考えるわけなんです。ですから、どうですか、刑事局長、その点はまだちつともわからぬということですか。

○竹内政府委員 今足取りを明らかにしますことは、今後の逃亡者に對しまして、逃亡しても意味がないといふことを悟らせる意味におきまして、それ以上な意味を持っておられますが、それ以上に、足取りをはつきりさせませんと起訴ができないやうなことになると思つておる。犯罪事實ははつきりしておりませぬけれども、その足取りをはつきりさせるといふことは、検察当局にとりましては、裁判上もきつめて必要なことなものであります。ただ東京にどのくらいいた、関西にどのくらいいたといふやうな供述では、私の方は納得しないのでございまして、東京に

いたならば、東京にどういふ状態であったか、関西にいたならば、関西にどういふ状態であったかといふこともつまびらかにいたしまして、この關係を裁判に移したい、かように考へておるのでございます。たとへば、この点につきましては、普通の犯罪捜査も同じでございます。敏氏がどうしておりましたか、こつちうしておりましたと言ひました、その言つておることは、たして事実を裏づけられておるかどうかと、いふところを逐一当たつておるわけでございます。出てきたらすぐ言ひださうといふことは、それはいいかげんなことは即座に言ひださうといふわけが、検察庁として裁判資料に、こつちういふふうにして逃亡しておつたということを明らかに立証いたしますために、裏づけを伴ふ必要があるのでございます。その点を今鋭意やつておるのでございます。決して私どもをそれ等閑に付しようといふやうな考へはございませぬ。そのために敏を身柄を拘束して調べておる状況でございます。

○坂本委員 私が聞きたいのは、もう少しくらいわかっているじゃないか、こつちういふわけなんです。それはわれわれも専門家ですが、この新聞を見ますと、自首の当日は病院に入院しておつたんですね。しかも一関市の病院に入院しておつて、そして自首したわけですから、まずこの病院長が犯人蔵匿罪になるかならぬかの問題になる。一関市の元市長でしよう。そして新聞にもでかか出るくらいだから、これは明らかに選挙違反の容疑者といふところがわかるわけなんです。それは最後のところだけでも、いつから入院したかを調べて、その入院の日数によつては、こ

の病院長は犯人蔵匿罪の容疑になりはせぬかと思うのです。そういう点をびしびしやらぬことには、今まで発見できないようなことで、何しておったんですか。私は、足取りを探ると同時に——もちろんこの松川氏の選挙違反は、その足取りその他において十分な犯罪の構成要件にも入るだろうし、また情状にも影響するだろうと思うのですが、少なくとも三年五カ月間足取りがある。それをその人のいたところ、それは旅館であろうが個人の家であろうが、いろいろありますが、世上これだけ問題になった松川氏を泊めるとか、数日間かくまうとかした者は、私は刑法上の犯人蔵匿罪になると思う。検察庁は労働事件などでは一日、二日隠したのでもすぐ逮捕した。そして犯人蔵匿罪として問題にしておる。例をあげると言うならば、あげます。ですから、単に松川氏の選挙違反を捜査するだけでなく——少なくとも三年五カ月間も逃げていた、それが一ノ関付近にいたという事は、およそ想像できるわけですから。そうであるならば、まず先にこれを洗って、そうして、洗うと同時に、これを泊めたりかくまったりした者は、刑法上の犯人蔵匿罪で嚴重に処罰しなければならぬと思うのです。これをやらぬことには、この逃亡者は出てきませんよ。ちょうど、釈迦に説法かも知れませんよ。ちょうど、どろぼうをなくかりませぬけれども、どろぼうをなくするために、質屋や古物商を取り締まることによつて、どろぼうが多かつたり少なくなつたりするのと同じわけです。逃亡者がまだ昨年選挙で二十三名もおるといふことは、かくまつた者がそのまま放任されるからかくまうと思うのです。ですから、この際この三

年五カ月間の足取りを洗って、そうして、これには相当の犯人蔵匿罪の関連者が出てくると思うのですが、これをまず先に、選挙違反も当然でありますけれども、犯人蔵匿の容疑で、三年五カ月間の足取りで、多数の者を徹底的に糾明しなければならぬ、こういうふうに私は思いますが、大臣、御見解はどうでございますか。

○植木國務大臣 松川昌蔵及びその妻敏、この二人の長期にわたる逃亡の問題につきましては、その間の経路を極力今後調べまして、そうしてそれに対する裏づけ等も十分に調査の上で、それぞれ嚴重なる処断をする必要があるかというふうに考えます。

○島上委員 関連して……足取りのことについてはまだ取り調べ中でよくわからぬということですが、私の方から今の質問に関連して、指摘しておきます。

指名手配が出てから、東京の西国病院に本名で入院しております。ですから、偽名を使つていて知らなかったといへば、それは疑点があるかもしれない。せんけれども、指名手配が出てから本名で入院してある。しかもその病院は、今松川昌蔵が入院してある病院の紹介で、その知人であるということも明らかなんです。これは当然犯人蔵匿罪に該当すると思ひますが、その事実と見解を承りたい。

○竹内政府委員 ただいま御指摘のような点も、もちろん捜査をいたしておると思ひます。そして、それが犯人蔵匿になるかどうかという点につきましても、もう少し事実を明らかにしていただけないと判断しかねるのでございませぬ。病院でございますから、病人を受

け入れた、それがすぐ犯人蔵匿だといふふうには言えるかどうかは、まず前提としての事実を明らかにいたしまして、慎重に判断をいたしたいと思ひます。

○島上委員 これは、私はこういふふうに考えるのです。もしあなたの方で、まだ事実が明らかでないとおっしゃれば、それは多少時間をかすにやぶさかではありませんが、もし私が指摘したように、現在入院してある一関の病院の院長と知り合ひであつて、その紹介で入れたということ、すでに指名手配されて、名前が明らかに新聞にも出ておるといふ事実と、それから本人が偽名でなしに本名で入つておるといふ事実、そういうようなものを総合して考える場合には、病院だから入れないわけにいけませんけれども、私はその病院において警察へ通報する義務があるのじゃないかと思ひます。こういう人が、指名手配されておるといふ人が入つておるといふことを、警察へ知らせる義務があるのじゃないかと思ひます。どうでしょうか。

○新井政府委員 知らせる義務があるかどうかは別といたしまして、知らせなかったならば、蔵匿の意思が証明されるという一つの証拠にはなると思ひます。

○島上委員 それから警察の方は、本名で入つておるのに、一体その当時そういうことについて捜査しなかつたのですか。これは新聞記者がよく知つておることです。当時すでに、新聞記者が知つておつたのです。一関の駅前

の石橋ホテルに泊まつて、その石橋ホテルから足取りが消えておるのですか。

○新井政府委員 この兩名の逃亡を追つた捜査の状況を見ますと、いろいろ情報が入つておりますけれども、ただいま御指摘の点が手配前であつたか後であつたか、私もはっきり知りませぬけれども、私の方の捜査網にかか

ら。そういう点を警察で捜査しなかつたのですか。

○島上委員 私はこの次には、ぜひこの捜査に当たつた責任者に参考人として来てもらつて聞きたいと思ひます。この前私が言つたように、これは指名手配はして一応捜査の格好だけにしたけれども、ほんとうにかまえてやうという捜査ではなかつたことが、あらゆる点で立証されておるのです。駅前の石橋ホテルに泊まつて、そこへ椎名悦三郎氏の選挙違反関係の弁護をやつておつた弁護士が来て、弁護士と打ち合わせしておる。そういう事実、ちゃんとその弁護士の名前もわかつております。真田康平という東京の弁護士も来て打合せしておる。そして、そのホテルに警察は張り込みをしておつた。ところが、そこから消えてしまつた。この張り込みは、一体何の張り込みですか。夫婦二人がホテルから消えてなくなるのがわからぬような張り込みは、ほんとうの張り込みではない。質問すれば、警察では張り込みをしておるといふ言ひわけには立立つてしよが、ほんとうの張り込みではない。そこから逃げておる。すでに東京の病院に来て、本名で入院しておる。つかまへようと思へばすぐにでもつかまえられるものを、実際つかまえてない。その次のことも申しませうか。世

田谷の喜多見の某旧家、有楽町のフク料理屋の「大雅」の主人である石黒鏡一郎君が世話したといわれておる。これは事実かどうかは私もまだ——多分事実だと思ひけれども、そういう点でも、東京の某旧家に二カ月もおつて、おつた事実は大体探知して、しかしつかまえないで、岩手県の警察に連絡した。岩手県の警察は、二月もたつてからのこのこやつてきた。そのときはすでに、もういなかった。こういう事実から考へて、一体ほんとうにかまえてやうという気があつたかどうか。私も判断して、はっきりと言つてもいいくらいです。ほんとうにかまえてやうという熱意があつたならば、すぐにでもつかまへますよ。私は、あとでどうしても捜査の担当者に来てもらつて、もう少し詳しく聞かせてもらわなければ納得できない。

それからこの逃亡に際しては、三年五カ月ですから相当多額の経費を必要とすると思ひます。夫人の彼という人は、五十万円で仙人のような生活をした、こう言つておる。仙人の生活をした、東京や京都で一体仙人のような生活ができませんか。五十万円です。三年五カ月、夫婦二人で逃亡したなんて、とうてい考えられない。私は、ある筋から相当多額の経費が出ておると思ひますが、そういう点ももちろんお調べになるでしよ。お調べになつて、この者に指名手配がされておる事実を知つて、逃亡中の費用を提供した者がありませんか。それはどういふことになりませぬか。

○竹内政府委員 ただいま問題とされたような事項は当然調査をいたしまして、その間に資金の供与等によつ

て犯人を蔵匿したというようなことがあれば、この取り調べ、検挙もやるんだというのを、すでに検察庁としてしては天下に公言をいたしておるような状況でございまして、厳正な態度で処置をいたしたいと考えております。

○島上委員 これは、ある雑誌に出ておる記事ですから信憑性のほどは私もおぼろげに申されませんが、雑誌に出てる記事として、そういう意味において私は引き合ひに出しますからぜひ調べていただきたい。権名代議士と相当の關係にある某が——いづれ必要があれば名前を出しますが、この逃亡については岸さんと権名さんからの強い指示があったものと思ひます、こういう談話を発表したが、あるいは雑誌社の方で知ったのか、それはわかりませんが、出してありますから、岸前総理及び権名前大臣につきましてもこれはぜひ調べていただきたい。どのような指示をしたか、あるいは、どのようないふ便宜を与えたか、資金を与えたかということも、これは当然のこととしてぜひ調べていただきたい。私はこの次の機会にも、その後の状況については伺わしていただきますが、ぜひ調べていただきたい。関連ですから、私はこれでやめておきます。

○新井政府委員 今島上委員からいろいろお尋ねがございまして、張り込みをして逃げられたというので、該当——必ずしもはつきりいたしません、二十二日の選挙が終りました、關係者を逮捕いたしました、六月十日に逮捕することになったその前の状況をおそらく御指摘になったものだと思いますけれども、これにつきましては十分また調べてお答え申し上げます。

それからもう一点、名前を上げてのお話でございまして、私から重ねてその名前を言うのはどうかと思ひますけれども、今御指摘になりました料理屋の主人という者は、はつきり私どもの方の情報に載つておりました、これは十分な捜査をいたしましたのでございまして、ところがどうしてもそういう事実がはつきりいたしません、結局情報の出所もいろいろ調べたのでございませぬけれども、全然そういう料理屋の情報提供といひますか、捜査した事実がないという御指摘でございませぬけれども、十分に捜査をいたしました、これはいろいろ關係した人がございまして、その人の名前を全部ここであげると、その人かと思ひますのでお許し願ひたいと思ひますけれども、この問題につきましては、捜査は十分にいたしておりますから、念のために申し上げておきます。

○坂本委員 そこで私は、警察が三年五カ月間捜査された経過を、あなた、持っておられましたら、ここにそれを発表されて、この議事録にとどめておいてもらいたいと思ひます。警察、検察は強権力をもって逮捕して調べることが出来ます。われわれはそういう権力は持ちませんけれども、れだけ有名になった、しかも三年五カ月間もその足どりがわからなかつたというのには、やはり捜査としてこれは重大なことですから、われわれも無関心でおるわけにはいかないと思ひます。ですから、捜査をされたその経過を、できた名前まであげていいと思ひます。そうして、その名前の人が犯人蔵匿に何にもならなければ、正々堂々たる

ものですからいいし、もしも犯人蔵匿になつたならば、これはやはり見のがしておくことはできないと思ひます。ほかの事件で逃亡したりなんかしたような場合は、その容疑があつたならば、直ちに逮捕して警察があるいは検察は調べられておる実例があるわけなんです。ですから私は、最後の病院の院長、これは松川氏が病気でそこに入院しておられるのはあれですけれども、三年五カ月も逃げた最後の病院で、それから、少なくとも院長は逮捕して、

○新井政府委員 お手元に差し上げてあると思ひますが、「松川昌蔵夫妻に対する捜査について」ということで、捜査の経過を書いたものを差し上げてございませぬ(堀委員「いつ配付したのですか、ないよ」と呼ぶ)ほかの委員会でございませぬから、またあとでお配りすることにいたします。簡単に書いてございませぬが、ただいまの御意見もございませぬが、実は立ち回り先も相当ございませぬ、立ち回り先なるがゆえにここで名前を出して疑いをはかるといふことは、私どもとしてはどうしていきませぬので、その点はおかんべん願ひたいと思ひますのでありますけれども、六月十日に令状を執行するためにあつたところが、いな秋田県に出向いた、こういう返事でございませぬ、それで秋田県と東京都が、親戚その他の關係で主たる立ち回り

先になりますので、直ちに県内はもちろんのこと、秋田県、東京都に重点を置いて、全国に指名手配を行なつたのであります。その後今日に至るまでいろいろ情報もございませぬ、そのたびごとに捜査をいたしまして、そのものが確認できないものが大部分のまま、今日に至つたわけでありませぬ。その間、三十五年の八月に公訴を提起することになりましたので、九月一日に一人手配を解除いたしました。ところが起訴状の本の送達不能であるといふので、十一月に公訴棄却になりましたので、あらためて盛岡地検で逮捕状を請求されまして、十二月十四日に再度手配をいたしたわけでありませぬ。その間に約三カ月半ほど手配が解除されておりますことを一応御承知お願ひしたいと思ひます。

○坂本委員 立ち回り先も相当あり、名前をあげることはどうかと言われませぬが、しかしこれは、ただ検察庁だけ握つておけば、あとはパーにする、それじゃいかぬです。それは、この三年五カ月の立ち回り先の一人々々、ほんとうは全部一応逮捕くらゐする、それは御迷惑だらうけれども、至急こういふのは捜査すべきが私はあたりませぬと思ひます。それでですから、これは委員長にもお願ひしますが、やはりその詳しい立ち回り先、その名前がわかつたらその詳しいところを、委員長と理事の方にだけでも、これは極秘の資料として一つ出してもらいたいと思ひます。そうでないと、通常国会の来る年の二月ころになつて、もう起訴はした、立ち回り先を調べたけれども、そういう事情はなかつた、そういうのではほんとうに困る。これは松川氏、そ

れからまた権名さんには非常にお気の毒かもしれぬけれども、やはり三年五カ月も逃げたのですから——ほかのほうも峻烈に、労働組合運動なんか、起訴していかうかかわからぬのでも、武装して、逮捕してぶち返ひしよう。それはまあ、結局やるあれがあるからやるといへばそれまででしょうが、しかしながら、やはり大衆といふものは、偉い人に關係があるから、そういうのは警察は手かげんしてやらなんだ、これでは法の威信にも關係するし、やはり日本の信頼すべき警察、検察の権威に關することだと思ひます。ですから、これをしないことには、やはり、昨年の総選挙でもまだ二十三名の逃亡者がおる、また、近く参議院選挙、それから総選挙が行なわれると、買収や何かするよふなのは、最初から逃亡先もきめてそんなことをやらぬとも限らないわけですから、ですから、前々回でしたかの、参議院選挙で、中小企業の鮎川さんの問題なんかは、幸いにも沖繩に逃げよとすると、そこを取つかまえて、そうして親子が辞退されて、そうして東京の裁判所で裁判が行なわれた。しかしほんとうに、警察、検察が、これこそ徹底的にやらねばならぬ——大衆の、多少の悪いことはしたのだからけれども、また労働運動なんか、生活と權利を守るための闘争のよふな場合は、武装してとんとん行つて、そうして、一晩逃げた、そうすると、お前は犯人蔵匿だといつて逮捕されたよふな事例もあるのですよ。そういうよふな、労働者とか、ほんとうに生活のために働く人に対しては強権力をとんとん行使して、偉い人と關係が





女性質のものでないということが明らかになって、起訴しないということになれば、これはわれわれも納得しませんが、そういう点も十分調べて明らかにしていただきたいということを要望しておきます。

○加藤委員長 堀島雄君。

○堀委員 私の間何たら警察庁は御容弁できなかったもので、あらためて何っておきますが、三十五年に行なわれた総選挙で逃亡者が九十名か幾らかあって、指名手配をしてあるのが六十人くらい出てきた。一体それは逮捕したのか、自首したのか、どういう内訳だったかということをお聞きしたいと思います。

○新井政府委員 御承知のように、指名手配になっておりませんから、法律上の自首ではございません。ですから、そこらの点数字がはつきりしないものもありますけれども、私どもの今までの経験あるいは抜き取り調査によりまして、六十八名の逮捕者中、大体的に見当で申し上げて申しわけございませぬが、五割から六割が任意に出席したものだと思っております。そのほかに入院等で逮捕しなかつた者が、六十八名のうち十七名ございませぬ。これははつきりしておるのでございませぬが、そのほかのところは、申しわけございませぬが、お許しを願います。

○堀委員 六十八名の中で、十七名は入院ですから除くわけですね。そうすると五十名余りですね。五十名の五ないし六割なのですか、六十八名の五ないし六割なのですか。これははつきりしておきたいと思っております。

○新井政府委員 見当で申し上げておるものから、大へんあれですが、

十七名の中にも任意出席した者もございませぬ。従いまして、大体今までの経験から申しますと、半分くらいは任意出席してくる。というのは、やはりこつちで非常に張り込みをしたり、立ち回り先を調べたりするものですから、親戚知人に伴われて任意出席するというのが割合多いわけでありませぬ。

○堀委員 これは、私は今後の問題として非常に重要だと思っております。少し詳しい格好でお調べを願いたいと思っております。といいますのは、さつきから伺っていて私どもも納得のいかない点が多いのです。しろうとです。さつきから伺ったことを伺うかもしれませんが、犯人蔵匿とか隠匿とかいうことで、これまで選挙違反について罪になった者が実際あるかどうか。お話を聞いています。そういうことで犯罪にならないものは発表したくないとおっしゃっています。それから、犯罪になる時点というのは、裁判をやってみなければ犯罪にならない、要するに、容疑者のうちにはわからないということになります。そうやって実際に何年も逃げておられますが、実際犯人蔵匿、隠匿が行なわれておるから逃げられるのであって、全然山谷の宿で遊んでいたというふうなものじゃないわけですから、私には、犯人が長期にわたって逃げておるときは、おおむねその情報を知り、事実を知って、やはり便宜を供与しておるといふふうに考えられるのですが、そういう点で、過去にこれが犯罪になった例が相当あるのかわかりか、これは刑事局長の方からちょっと伺いたいのです。

○竹内政府委員 統計をとったものを持ってきておらないのでございませぬが、私の記憶しておりますのは、起訴をして有罪になった例も、選挙関係だけで何件かあったように記憶いたしております。

○堀委員 全体の中で少しお調べを願いたいと思っております。どうもそういう例のとり方が統計上どうなっておるのかわかりませぬが、一般犯罪で指名手配か何かで逃亡してございまして、その間にそういう蔵匿、隠匿等を出されておるものがどの程度で、選挙犯罪と比較ができるかどうかかわかりませぬが、できるようなものがとれましたら……。どうも今のお話を聞いておられますと、選挙犯罪の方が何か少しゆるいんじゃないかという感じがいたしますので、その点を一つお願ひしたいと思います。

もう一つ、さつきいろいろお話しになった事柄の中で、何かあまり引っぱり出すと、罪九族に及ぶような印象を与えたいというのを検察庁の方からおっしゃったのですが、そういうことは私もよくないと思っておりますけれども、やはり一罰百戒というか、何か象徴的になった事件については、逃亡に多少協力したような方たちは、これは非常にまずいことだ、今後こういふことをやるとどうもつまらない目にあつていふような意味で、何か多少一罰百戒的な措置をとる必要があるのではないかと。実は私も、選挙の制度の中で罰則規定のところの委員として出ておりましたけれども、やはり皆さん一般におっしゃることは、何か選挙犯罪というものはあまり悪い犯罪じゃないのだという意識が非常にびまんしておるよう、私に限りませんが、皆さんの御意見がそうあるわけなんです、やはり選挙犯罪はよく

ないのだということをごとこかで一ぺんはつきり示す。松川さんの件がいいか悪いかということとは別ですが、実際に選挙犯罪をした者はほんとうによくはないのだということも、多少——見せしめというふうな表現がいいかどうかかわかりませぬが、国民に、これは悪いことをしたのだということを示す処置をすることが必要ではないかと感じておられますが、こういうことに関しては、一体どういふ考え方をしておられるのか。

○竹内政府委員 私も、堀委員のおっしゃった趣旨と全く同様に考えております。選挙の公明化を期する方法として、選挙違反を厳罰にすることだけが唯一の方法だとはもちろん考えておりませぬが、やはり公明化に大きな貢献をするものは、罰せられるべき者をきちっと罰していくという筋を立てた検察処理が、非常に大切であるといふふうに考えているものでございませぬ。

ただいまの逃亡者の点でございませぬ。これは、ここ数年来の一つの選挙の傾向と申しますか、そういうふうには見えておりますが、以前にはこういう逃亡者はあまりなかつたわけでありませぬ。特に昨年の総選挙以来大きな数字が出てきておるのでございませぬ。これらに対しまして、私どもの立場から考えますと、一言も弁明を聞かず裁判に出すことは、検察としてはいさめて異例なことだと思っております。また上で、検察官の考えをはつきりときめて裁判所に起訴する。これが私どものとって参っております大きな立場であります。このように逃亡者がふえて参ることによって、逃げ得とい

うようなことになって参りますならば、選挙に關しましては、公明に貢献するどころか、かえって公明を妨げるものではないかというふうな考えを、前の前の選挙あたりから、証拠の比較的明確なものにつきましては、あえて逃亡中といえども起訴する、そうしてこの時効を停止して、何年先であるか出てくれば起訴するぞという態度をとって、逃亡得といふようなことにならぬように処置して参りたいという考えから、検察当局も大きくその点を踏み切りました。前の選挙におきましては数件の起訴をいたしておりましたが、共犯者を起訴する、逃亡のまま起訴し得る適切な事例に当たりましたために、今日までその処置をとっておりませぬけれども、その考え方にございませぬ。少しも変わらない態度でやっております。しかも、逃亡した者を逃亡者としてあくまで責任を追及するだけでなく、そういう者を温存したと申しますか、蔵匿したとか、あるいはそのための隠匿の行為をした者につきましても、責任を追及するという態度を検察当局としてはいろいろな機会に公表いたしまして、選挙公明化に貢献するように、われわれの分野から努力をいたしている状況でございませぬ。

○堀委員 ここに、警察庁刑事局捜査第二課ですか、そこから出されておられます資料の最後のところで、「従って悪質ないわゆる実質犯の取り締まりを徹底するためには」云々、こうあります。事実に問題になります。逃亡したというところになると、選挙違反の問題ではなくて、何といひますか、同じことではないかと思つたので

うようなことになって参りますならば、選挙に關しましては、公明に貢献するどころか、かえって公明を妨げるものではないかというふうな考えを、前の前の選挙あたりから、証拠の比較的明確なものにつきましては、あえて逃亡中といえども起訴する、そうしてこの時効を停止して、何年先であるか出てくれば起訴するぞという態度をとって、逃亡得といふようなことにならぬように処置して参りたいという考えから、検察当局も大きくその点を踏み切りました。前の選挙におきましては数件の起訴をいたしておりましたが、共犯者を起訴する、逃亡のまま起訴し得る適切な事例に当たりましたために、今日までその処置をとっておりませぬけれども、その考え方にございませぬ。少しも変わらない態度でやっております。しかも、逃亡した者を逃亡者としてあくまで責任を追及するだけでなく、そういう者を温存したと申しますか、蔵匿したとか、あるいはそのための隠匿の行為をした者につきましても、責任を追及するという態度を検察当局としてはいろいろな機会に公表いたしまして、選挙公明化に貢献するように、われわれの分野から努力をいたしている状況でございませぬ。

○堀委員 ここに、警察庁刑事局捜査第二課ですか、そこから出されておられます資料の最後のところで、「従って悪質ないわゆる実質犯の取り締まりを徹底するためには」云々、こうあります。事実に問題になります。逃亡したというところになると、選挙違反の問題ではなくて、何といひますか、同じことではないかと思つたので

す。刑事犯であろうと、選挙違反であろうと、犯罪をして逃げて逃げ出している者をつかまえることは、取り締まりの段階ではないかと思ふのですが、この点は、警察の方としては大体同一に考えておられるのかどうか、その点をちよつと伺つておきたいと思ひます。逃亡者に対して、刑事犯なり選挙違反の区別が多少あるのですか。

○新井政府委員 今お尋ねの趣旨がはつきりのみ込めませんので、とんちんかんかなお答えになりましたらまたお尋ね願ひたいと思ひますが、逃亡被疑者として指名手配をいたしておりますものは、買収、供応という実質犯のものだけでございます。

○堀委員 その指名手配というのは、刑事犯罪の指名手配ということになるのですか。だから、選挙違反であれ、刑事犯罪というか、殺人であれ、指名手配というものの性格は同じかどうかということを伺ひたい。

○新井政府委員 同じでございます。

○堀委員 そうしますと、今度の委員会まで一つお願ひしたいのですが、どこか時限を限つていただけていますから、昭和三十四年度なら四年度、五年度なら五年度というふうに限つていただけていいのですが、一体この指名手配になった刑事犯罪、選挙違反のその年度における総数、その経過、逮捕になったのか任意出頭をしたのか、あるいは逃亡中なのか、そういう問題を含めて、資料として御提出を願ひたいと思ひます。

○新井政府委員 ちよつとお尋ねしておきたいのでありますが、一般の刑事

犯罪の手配は、常時大体一万五千くらいでございます。従ひまして、それを今申されたようなことで区分するというのはとてもできないのでございまして、選挙のものだけで、先ほどお答えいたしましたように任意出頭かどうかというの、あまり自首という法律的な効果のないものでございまして、はつきりした統計も今までとつておらないのでございまして、三十三年でどれだけ手配して、どれだけつかまつたという程度ならばできると思ひますけれども、それでよろしゅうございませうか。

○堀委員 私もしろうとですから、そんなにたくさんというものはあるとは知りませんでした。それでは無理かと思ひますから、この間の事件について、さつき五割か六割というふうに、非常に抽象的なお話でさっぱりわかりません。最近のことでもありますので、人数も九十一名中六十八名ですか、あと二十三名逃亡中ですか、その間の経緯だけを少し詳しくお出し願ひたいと思ひます。

それから刑事局長の方でおっしゃったように、今坂本委員から、今度の松川さんの問題についていろいろな資料を出せとおっしゃつておいて、現状では出せないということですから、それはそれなりとして私は考えますけれども、今度六十八名出てきたわけですね。この中で、現状としてそういう隠匿、隠避等の問題になりそうなお数だけでけつこうです。名称等については、皆さんの方では個別的な問題でお困り

かもしれません。この中で蔵匿、隠避

の罪に当たりそうだとということで、皆さんの方では方針を立てて起訴なさるとかいろいろあるわけですから、そういうものの数、大体この中では、このくらゐの数はちよつとふりしたくないのだというふうな点について、次会でけつこうですから、お知らせを願ひたいと思ひます。

○坂本委員 関連して、今の資料の問題ですが、三十五年だけでなくて、三十三年も資料を出してもらいたい。先ほど刑事局長も言われましたように、昨年の総選挙で非常に逃亡が多かつたというの、その前の三十三年の総選挙で、ことに松川氏などの逃亡などがあつて、それが二年半もつかまつらない、だから選挙違反をやつて逃げてしまへというふうなことで、昨年の逃亡者が非常にふえたのじゃないかと思ひます。そういう点もありませんから、私

は、できたら三十三年のその前のときから——逃亡者が問題になったのは三十三年の選挙と、その前の総選挙のときも逃亡者があつたのじゃないかと思ひます。そこで、三十年と三十三年と三十五年、これの逃亡者と、その逃亡者が任意に出頭したかあるいは再逮捕されたか、それから、当然逃亡して

いるというのには、やはり有力な犯人蔵匿の関係がなければそう長く逃げておれぬわけですから、そういう点について捜査をされたか、そしてその捜査の結果、犯人蔵匿罪で起訴したことがあるかどうか、あるいは大したことがないから、かくまつたのは悪いけれども不起訴処分されたか、これはおわかりになると思ひます。三十年と三

十三年と三十五年ですね、これをお願いしたい。

○新井政府委員 警察庁に關係する分についてお答え申し上げますけれども、全国指名手配を行なうようになりましたのは、はつきりしたことは覚えておりませんが、最近でありまして、坂本委員のおっしゃるようなところまでさかのぼつて、ありますかどうか、一べん調べてみます。それから、あります、今申しましたように、任意であるかどうかという点は、実は今度のことでもよくわからないのがござい

ますものから、先ほどお答えいたしましたように、非常に目見当でお答え申し上げたのでありますが、できただけ調べてやりますけれども、そういうことで、逃亡被疑者の指名手配というものが比較的新しいということ、従ひまして、比較する古い資料はあまりないということ、これを一つお含み願ひたい。それから、御指摘になりましたような内訳がはたしてうまくいくかどうか、その点はよく検討いたしまして、できるだけ詳細なものを出したいと思ひます。

○坂本委員 これは検察庁の方ではわからないのですか。

○竹内政府委員 ちよつとはつきりわかりかねると思ひますが、今警察の方で資料をお集めいただいて、警察の資料などを見せていただきましたならばそれからさらに事件ごとに当たつてみまして、できるだけ御期待に沿うような資料を作りたいと思つておりますが、いつの時代にも何人かは逃亡者はあるわけなんです。しかし、これが問題になつてきましたのは、前々回の選

挙あたりからのように私は記憶しておるわけがあります。

○堀委員 私どもは、何もさつき坂本委員がおっしゃつたように、犯人を作ればいいとは一つも思ひませんが、片や選挙制度でいろいろ議論をされ、ここに書いておられるように、私どもも罰則はなるべく簡単にして、こまかい文書違反とかいろいろなものを取り除いて、自由な選挙にしてもらう、しかし悪質なものは徹底的に取り締めてもらいたいという気が土台にあるものであります。そこで、やはりどこかで一回けじめをつけるということが非常に重要な問題である。たまたま今の松川さんの問題は、ジャーナリズムも含めて、注視の焦点になつておりますから、この取り扱ひについては、私ども

は、今後一つの象徴的な問題として考へていきたいという立場で取り組んでおりますので、この点については、一つ警察庁の方も検察の方も、そういう意味を含めて、今後の選挙改正のため、たまたま当時者になつた松川さんにはお気の毒かもしれませんが、しかし、それだからといって必要以上の罰をもつて臨むというのではなくて、現行法規の範囲において処理をしていただくだけで——とかく私どもの感じでは、これまで選挙違反についてはややゆるやかな処置がとられておつたのではないか。それは私どもの感で、皆さん方としては公正にやつておられることと思ひますが、どうか一つ今回につきましては特にそういう面を含めて、今選挙制度の改正に差しかかつておる非常に重要な段階でもございませ

ので、全体の面から御配慮をいただ

て、あわせて資料を拜見してから、また今後引き続き検討させていただきたいというふうに考えます。  
以上でございます。

○加藤委員長 次に、理事の協議に基づきまして、講願日程の面請願につきましては態度を保留いたしたいと存じますので、御了承を願います。

本日はこの程度とし、委員会散会后理事会を開催いたします。

これにて散会いたします。  
午後一時九分散会

昭和三十六年十一月六日印刷

昭和三十六年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局